

新型コロナウイルス感染症に対するこども支援部の対応について

【こども支援課】

1 子育て世帯等への給付金の概要

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金（国の事業：国負担10/10）

- ①概要：児童手当受給者に対し対象の子1人当たり1万円を支給するもの
- ②対象世帯：11,300世帯
- ③支給日：令和2年6月15日以降順次
- ④事業費：180,850千円

(2) ひとり親家庭等子ども応援事業（市単独事業、国の地方創生交付金活用）

- ①概要：児童扶養手当受給者に対し対象の子1人当たり3万円を支給するもの
- ②対象世帯：1,500世帯
- ③支給日：令和2年5月29日以降順次
- ④事業費：49,928千円

(3) ひとり親世帯臨時特別給付金（国の事業：国負担10/10）

- ①概要：児童扶養手当受給者やひとり親世帯の家計急変者等に対して世帯当たり5万円支給、子ども2人目以降3万円を追加支給するもの（要件により5万円追加支給）
- ②対象世帯：1,400世帯
- ③支給日：令和2年8月7日以降順次（予定）
- ④事業費：147,481千円

2 要対協児童への対応

(1) 要対協児童等の目視確認

- ・要対協児童等の目視を関係機関が実施したのも含め、月1回実施しています。
- ・4月、5月分の目視確認については、全て終了しました。
- ・6月分については、7月2日までに全児童の目視確認を終了しました。
- ・7月分は、現在実施しています。
- ・「こども食堂ネットワークいるま」及び「フードバンクいるま」で実施した「ランチお届けプロジェクト」により寄付された食材を、要対協で把握している欠食が心配な家庭に届けると同時に、児童の目視や健康状態・家庭の状況確認を行いました。

(2) 対象世帯及び対象児童数（令和2年7月14日現在）

- ・要対協ケース世帯：41世帯、児童91人
（児童の内訳：未就学46人、小中学生41人、高校生1人、その他3人）
- ・要対協ケースではないが心配な世帯：20世帯、児童31人
（児童の内訳：未就学12人、小中学生17人、高校生2人）

(3) 今後の対応

- ・今後も学校、保育所等の関係機関と連携しながら家庭訪問、電話等で状況確認、傾聴等の支援を実施していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

① 4月の支援状況

- ・緊急事態宣言後は、全ての子育て支援拠点を閉鎖し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りました。
- ・閉室中は、電話やメールによる相談支援を実施し、必要に応じて対面相談を行いました。

② 5月の支援状況

- ・検温、消毒、換気など感染防止策をとりながら事業を開始（児童センター内の支援拠点は休止）。実施にあたり、人数制限を設けて予約制にするなど密集しないよう配慮しました。
- ・講座、イベント及び出張ひろばは中止
- ・子育て家庭支援センターあいくるにおいて、利用者支援事業を開始。ライン相談を開設し、相談の環境を整備しました。

③ 6月の支援状況

- ・引き続き、密集しないよう人数制限を設け予約制にして実施（児童センター内の支援拠点は休止）。
- ・出張ひろばは、屋外での活動を中心に実施しました。屋内で過ごす場合は人数制限を設け、密集しないよう配慮しました。
- ・引き続き、講座、イベントは中止
- ・各子育て支援センターのスタッフのメッセージをつないだ動画を作成し、市公式HPにアップしました。

④ 7月の支援状況

- ・子育て支援拠点の実情に応じ、通常どおり又は予約制により実施しています。
- ・講座、イベントを開始

⑤ 参考資料

	4月	5月	6月
利用者数	440人	387人	1,447人
相談件数	23件	45件	112件

(2) ファミリー・サポート・センター事業について

① 4月～6月の支援状況

- ・利用会員に、不要不急の依頼は自粛いただくよう依頼しました。なお、緊急性が高い場合や他に預かり先がない場合は、児童を預かるための調整を行いました。

② 7月の支援状況

- ・通常どおり、市民の相互援助活動の調整を行っています。

(3) いるティーきっずとよおか（利用者支援事業等）

- ・感染拡大防止のため、出張相談は休止し（4月～）窓口・電話での相談支援を実施
- ・緊急事態宣言後も母子健康手帳の交付は、通常どおり実施
- ・体調不良などがある妊婦には、後日電話により状況把握を行っています。
- ・産前・産後ケアは、支援を実施しないことによる妊産婦への影響を考慮し、緊急事態宣言後も通常どおり実施してきました。ホームヘルパーや助産師の訪問体制が整わない場合は中止することとしていましたが、予定どおり事業を実施できました。なお、宿泊型産後ケ

アの利用者はありませんでした。

4 入間市児童発達支援センター「ういず」について

心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族に、発達の段階に応じた切れ目ない支援を行うため、令和2年4月より児童発達支援センターを開設しました。

(1) 概要

従来実施していた元気キッズ事業（未就学児童の通所支援）に加え、日中一時支援（18歳までの一時預かり）、相談支援事業（相談支援、専門相談、計画相談を行う総合相談窓口）、地域支援事業（地域支援、家族支援、普及啓発）を行います。

保健師、保育士、指導主事、社会福祉士を配置し、ライフステージの移行に対応して継続的に相談支援できる体制としています。また、通所支援、専門相談、計画相談は民間事業者への業務委託とし、専門性と柔軟性を活かせる運営としました。

(2) 利用状況

① 児童発達支援事業（児童発達支援「元気キッズ」・保育所等訪問支援・日中一時支援）について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月31日まで事業を休止しました。6月から、午前午後に分けての分散利用を開始、7月から通常利用を開始しています。

通所事業の利用状況

事業名		4月	5月	6月
児童発達支援	在籍者（利用契約者）数	37	37	40
	通所利用延べ人数	（休止）	（休止）	149
	休止中の電話相談延べ件数	108	127	—
	休止中の特別利用延べ人数	0	7	—
保育所等訪問支援	利用契約者数	2	2	2
	利用延べ人数	（休止）	（休止）	0
日中一時支援	利用延べ人数	（休止）	（休止）	0

② 相談支援事業・地域支援事業について

相談窓口は4月から通常どおり運営しました。

相談支援の受付状況

	4月	5月	6月
相談受付延べ件数	13	15	50

(3) 開所に伴う行事等の実施状況

「国立障害者リハビリテーションセンター学院との連携協定締結式」 3/19 中止

「開所式」及び「愛称募集 感謝状・賞品贈呈式」 4/4 中止

「世界自閉症啓発デーに伴うブルーライトアップ」 4/2～4/7（ライトアップのみ実施）

「元気キッズ入所式」 今年は全員集合しての式典形式ではなく、児童が初めて通所する時にあ

いさつの時間を設ける形式で実施

5 外出自粛中の子育て家庭への応援メッセージ等の発信について

(1) 有識者からの子育て家庭のお母さん、お父さん方へのメッセージ

- ① 東京家政大学子ども学部長 大澤 力教授からのメッセージを市公式ホームページに掲載しました。
- ② 日本体育大学 野井真吾教授（平成30年子育て応援講座講師）からのメッセージを市公式ホームページ及び広報いるま4月1日号に掲載しました。

(2) 子育て中のイライラ対処法・効果的なしつけ方法の周知

気持ちをしずめる対処法やよりよい親子関係を築くためのペアレントトレーニング方法「オレンジプログラム」の一部を市公式ホームページに掲載しました。

また、「オレンジプログラム」のリーフレットを学童保育室や児童扶養手当受給者に送付しました。

(3) 外出自粛や学校休校等に伴う子育てに関する相談窓口の周知

子育てに悩んだり困ったりした時、相談できる窓口を市公式ホームページに掲載しました。

(4) 子どものストレスを解消するための専門家のサイトの紹介

国立研究開発法人国立成育医療研究センターによる子どものストレスへの対処法や、公益社団法人こども環境学校による子どもの心身を健やかに保つための「遊び」の情報を市公式ホームページに掲載しました。

6 その他

「こども食堂ネットワークいるま」及び「フードバンクいるま」と協力し、児童扶養手当受給者世帯を対象に「緊急フードパントリー」を実施し、食料品を配付しました。

【保育幼稚園課】

1 公立保育所・民間保育施設

- ① 4月2日 公立保育所において保護者の出席人数を1名とするなどのコロナ対策を講じて入所式を実施
- ② 4月8日～4月21日 登所（園）の自粛を要請
4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられたこと等から、児童を感染リスクから守るため登所（園）の自粛を要請し、規模を縮小して保育を実施しました。
- ③ 4月22日～5月31日 臨時休所（園）を実施
市内及び近隣市において感染者が増加したことにより、児童及び保護者並びに保育所等職員の安全を第一に考え、臨時休所（園）を実施しました。
- ④ 6月1日～6月30日 登所（園）の自粛を要請
5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたこと等から、臨時休所（園）を終了するとともに登所（園）の自粛を要請し、規模を縮小して保育を実施しました。

⑤7月1日～ 通常保育を実施

市内及び近隣市での感染拡大が見られないことから、登所（園）の自粛要請を終了し、通常保育を実施しています。

※②～④の間に自粛に協力いただいた利用者には、利用日数に応じて利用料及び給食費を減額

2 幼稚園

①4月～5月 臨時休園

児童の感染症拡大防止のため、学校の臨時休校と同様に臨時休園を実施しました。

②6月1日 通園再開

5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたこと等から、臨時休園を終了するとともに、それぞれの園の判断に基づき分散登園、半日登園、通常登園等を実施しました。

※6月22日からは市内全ての幼稚園において通常登園を実施しています。

【青少年課】

1 学童保育室

①3月2日～ 小学校臨時休業を受けて一日保育実施 できるだけ家庭での保育を依頼

②4月13日～ 学童保育室の利用自粛を要請

4月7日の政府「緊急事態宣言」及び埼玉県知事から「埼玉県における緊急事態措置の実施について」を受け、規模を縮小して保育を実施しました。

③4月22日～5月末 臨時閉室

市内及び近隣市において感染者が増加したことにより、児童及び保護者並びに学童保育室職員の安全を第一に考え、臨時閉室を実施しました。ただし、医療従事者や社会生活を維持するために必要な仕事に従事されている方、ひとり親家庭など仕事を休むことが困難な方については、特例的に保育を実施しました。

④5月15日～27日 昼食提供（5回実施）

仕事を休めない保護者の負担軽減のため、学童保育室を利用している児童に昼食を提供しました。

⑤6月1日～ 小学校の分散登校開始に伴い、一日保育で対応。利用自粛を要請

⑥6月15日～ 小学校の通常登校開始に伴い、放課後の保育で対応。利用自粛要請を継続

⑦7月1日～ 利用自粛終了。3密回避に留意しながら通常の保育で対応。

※4月分～6月分の保育料については、自粛に協力いただいた利用者には、利用日数に応じて保育料を返還します。7月以降も、感染の疑い等で学校が出席停止・学級閉鎖等になった場合は、利用できない日数に応じ同様の対応を行います。

※7月上旬の学童保育室利用率は、70%程度となっています。

2 児童センター

①2月28日～ イベント等の中止

②3月2日～6月30日 臨時休館

③7月1日～ 開館

当面の間、3密状況を回避するため、次の対応を行っています。

- ・「午前9時～午前12時」「午後2時～午後5時」の2部制
- ・午前、午後とも約100名の人数制限
- ・プラネタリウムは8月から30名の人数制限で実施予定

3 青少年活動センター

- ①2月24日～ 事業の中止
- ②3月2日～ 宿泊・利用制限
- ③3月27日～ 体育館・宿泊利用中止
- ④4月4日～6月30日全施設貸出中止
- ⑤7月1日～ 開館
 - ・宿泊に関しては、当面の間休止
 - ・会議室ごとの利用人数を制限しています。

【こども支援部の今後の支援について】

- (1) 子ども・子育て支援交付金の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る事業」として、国から交付される補助金を活用し、消毒液やマスク等感染防止のための物品を各施設に備え、新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」として、県から交付される補助金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市が実施する31事業のうち、こども支援課では次の3つの事業を実施します。
 - ①発達支援を要する児童・家族とのオンライン相談支援事業を実施します。主な内容は次の通りです。
 - ・発達支援を要する児童とその家族を対象に、インターネットでのビデオ通話を活用した相談支援
 - ・児童発達支援センターの利用者や一般市民を対象とする、発達支援に関する講義をビデオ録画し、インターネット上での視聴に供するオンライン講演会
 - ・市内の児童発達支援事業者等を対象に、利用者とのオンライン面談対応ができるよう機材の貸出
 - ②市内保育施設のICT化を図ります。
 - ③各学童保育室に入退室管理システムを導入します。